令和８年６月波佐見町農業委員会総会議事録

日　時：令和８年６月２５日（木）
午前１０時３０分
場　所：波佐見町役場
３階「第４会議室」

１．出席委員

１番　小林　孝幸	２番　楠田　孝夫	
４番　田中　孝喜	５番　田島　正孝	６番　増田　京子
７番　髙尾　晃	８番　谷村　英里子	９番　村川　浩記
１０番　松下　喜光	１１番　山口　泰	１３番　西　秀敏
１４番　川島　博昭		

２．欠席委員

３．事 務 局

事務局長　朝長　哲也　　係長　溝上　優太

４．議事日程

第１　会議録署名委員の指名について

４番　田中　孝喜　　５番　田島　正孝

第２　提出議案

議案第１２号　　農地法第３条の規定による許可申請について
「異議なし」により可決承認

議案第１３号　　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について
「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第１４号　　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について
「異議なし」により許可相当として県知事に進達

第３　報告事項

報告第３号　　農地転用許可除外届（申告書）について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和８年６月２５日（木）　　午前１０時３０分　開会

溝上係長　ただいまから令和８年６月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。
開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。

川島会長　＜会長あいさつ＞

溝上係長　ありがとうございました。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。

川島会長　＜先月の総会から現在までの会務報告＞

溝上係長　ありがとうございました。それではここからは、議事の進行を会長が行います。

川島会長　それでは、議事日程に従がって、会議を進めます。
議事日程第１「会議録署名委員の指名」をいたします。
本日の会議録署名委員は
「４番　田中委員」「５番　田島委員」にお願いします。

次に、議事日程第２、提出議案の審議に入ります。
議案第１２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長　（別紙資料　議案第１２号を朗読し説明する。）
今回の申請は、譲渡人が農地の管理が困難なことから譲渡を検討していたところ、梅の管理をしたい譲受人と思惑が一致したため、所有権移転を伴う農地法第３条の申請をしています。
申請された農地については、梅を作付けする予定で、従来どおり耕作するため周辺に影響を及ぼす恐れはないとあり、地域に協力し進んで行動するとあることから、事務局としては、特段問題ないと判断しています。
以上、ご審議方よろしくお願いします。

川島会長　それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。
金屋地区の担当委員である「４番　田中委員」お願いします。

田中委員　はい、４番　田中です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長　それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

（　意見なし　）

川島会長　　それではお諮りします。議案第１２号「農地法第３条の規定による許可申請について」は、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

川島会長　　はい、それでは異議なしということで、議案第１２号は、許可することにいたします。

続きまして、議案第１３号「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長　　（別紙資料　議案第１３号を朗読し説明する。）

申請地は圃場整備等もなく、また、第１種農地及び第３種農地の要件にも該当しないことから、第２種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

概要ですが、申請地は昭和 60 年 2 月 26 日付けで、実父の援助により申請者の住宅建築用地として農地転用許可を取得しており、その後、資金調達困難により建築計画を断念しています。そして平成 5 年頃に許可条件に反し、駐車場へ無断で転用し、現在も同じ状況となっています。

今回、親族への贈与を検討している過程で、敷地内の地目を確認したところ、過去に許可が下りている内容に相違があることが判明したものです。結果として、贈与はせず、申請者名義で正式に駐車場として転用をしたいとのことで県と協議を行った結果、「簡易手続相当に該当する違反案件」と判断されたので、追認申請をされています。

簡易手続きと判断された理由としては、「簡易手続相当の違反案件の基準」のうち、「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ２０年以上引き続き非農地である土地」に該当し、申請地の原状回復は困難かつ近隣農地の耕作等への影響はないと県が判断したことによるものです。

次に被害防除計画ですが、現状のまま利用されるので、土砂流出等の被害や日照、通風等の影響はないものと思われます。排水計画ですが、雨水は水路放流により排水されることとなっています。

以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断します。ご審議方よろしくお願いします。

川島会長　　それでは、審議に入ります。補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。

湯無田地区の担当委員である「２番　楠田委員」お願いします。

楠田委員　　はい、２番　楠田です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長　　それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

（　意見なし　）

川島会長　　それではお諮りします。議案第１３号「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」　と呼ぶ者あり　）

川島会長　　はい、それでは異議なしということで、議案第１３号は、許可相当として進達することにいたします。

続きまして**議案第１４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長　　（別紙資料　議案第１４号を朗読し説明する。）

今回の申請ですが、申請地の種別は、農地に接する道路に、上水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね５００m以内に小学校・中学校があることから、第３種農地と判断され原則として転用ができる農地となります。

転用計画ですが、申請者が自宅を建築したいとのことから、農地転用申請がなされたものです。

次に被害防除計画ですが、盛土等はせずに現状のまま利用することから、土砂流出等の被害は生じないとあります。また、雨水は水路放流、汚水や生活雑排水は公共下水道へ接続することとなります。また、建物の高さを7.72m程度に加減するとありますが、周辺に耕作中の農地はないため、影響を及ぼす恐れはないとしています。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

川島会長　　それでは、審議に入ります。補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。

折敷瀬地区の担当委員である「５番　田島委員」お願いします。

田島委員　　はい、５番　田島です。事務局説明のとおりです。ご審議方お願いします。

川島会長　　それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

（　意見なし　）

川島会長　　それではお諮りします。議案第１４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」　と呼ぶ者あり　）

川島会長　はい、それでは異議なしということで、議案第１４号は、許可することにいたします。

続きまして、議事日程第３　報告事項に入ります。**報告第３号「農地転用許可除外届（申告書）について」**、事務局からの説明をお願いします。

溝上係長　（別紙資料　報告第３号を朗読し報告する。）

川島会長　報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第３報告事項を終わります。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会６月定例総会を閉会します。

＊終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。